

総務課長  
法務課長 殿  
監査委員事務局長

一般社団法人 日本経営協会  
理事長 岡島 芳明

**NOMA行政管理講座開催(ご案内)**

**住民監査請求と住民訴訟をめぐる法律実務**

～現場の自治体職員として求められる法知識と適切な対応とは～

＜2019年9月11日(水)・12日(木)＞

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

本会事業活動には、平素より格別のご支援ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

昨今、住民監査請求や住民訴訟の件数が増加し、組織だけではなく職員個人の責任が問われるケースも増えております。この傾向は自治体経営に対する住民の関心の高さを示す指標でもあり、今後も続いていくことが予想されます。

現行の地方自治法による制度の下では、自治体による違法な支出を事前に抑制する方針が明確に打ち出されており、職員個人に訴訟遂行の負担を負わせることを回避し、執行機関として組織自体の関与が求められていることは周知の通りですが、現実の訴訟は4号請求訴訟が多数を占めています。

そこで本講座では、具体的な判例・事例を交え、住民監査請求・住民訴訟制度に対する理解を深めていただくとともに、自治体や職員にとっての対応がいかにあるべきかを考察してまいります。監査・総務・法令部門のみならず、財政・管財・契約・人事など関係部門の方々にも役立つ内容となっております。

時節柄公務ご多忙の折とは存じますが、この機会に関係各位多数のご参加をお勧め申し上げます。

敬 具

記

日 時：2019年9月11日(水) 13:00～17:00  
9月12日(木) 10:00～16:00  
(12:00から受付)

講 師：弁護士法人リレーション 弁護士 伊東 健次氏

会 場：日本経営協会内専用教室  
(東京都渋谷区千駄ヶ谷 3-11-8)

参加料：会員(1名) 29,000円 } 31,320円  
(負担金) 消費税 2,320円 }  
一般(1名) 32,000円 } 34,560円  
消費税 2,560円 }



申込方法：①FAXまたは郵送申込…裏面申込書に必要事項をご記入の上、下記へお送り下さい。  
②Web申込…本会ホームページ上の「セミナーお申込ボタン」を押し、必要事項をご入力下さい。  
・受付次第、参加券および請求書をご連絡担当者宛にお送りいたします。  
・開催3営業日前までに参加券が届かない場合は、お手数ですがご連絡下さい。  
・お申込みは開催日の3営業日前までお願いいたします。  
・本講座は、定員になり次第締め切らせていただきます。

入金方法：参加料は、請求書にもつき銀行振込にてお納め下さい。領収書は「振込金受領書」をもってかえさせていただきますのでご了承下さい。

キャンセル：お申し込み後、キャンセルされる場合は必ず事前(3営業日前まで)にご連絡下さい。  
開催日の3営業日前～前日のキャンセルは受講料の30%、開催当日のキャンセルは100%をキャンセル料として申し受けます。  
なお、当日までに連絡なくご欠席の場合も、100%のキャンセル料となりますので、あらかじめご了承下さい。

その他：参加者が少数の場合、天災の場合などにおいては、中止・延期させていただく場合があります。

お申込み  
お問合せ先



一般社団法人 日本経営協会

(お電話でのお問合せは月曜日～金曜日の9:15～17:15にお願いします)

東京本部 公務研修グループ  
〒151-8538 東京都渋谷区千駄ヶ谷3-11-8  
TEL(03)3403-1891(直) FAX(03)3403-1130  
E-mail: tks@noma.or.jp URL http://www.noma.or.jp

▶プログラム◀

第1 序論

- 1 取消訴訟の機能不全
- 2 監査委員制度の機能不全
- 3 直接請求制度とその限界
- 4 住民監査請求・住民訴訟と情報公開制度の結合

第2 住民監査請求・住民訴訟の機能

第3 地方自治法の改正(平成14年9月施行)

第4 住民監査請求と法律の定める要件

- 1 請求権者
- 2 監査請求の対象
  - (1)対象となる行為の主体
  - (2)財務会計上の行為

第5 監査請求書の審査

- (序)「受理」概念
- 1 適式審査
  - 2 監査手続
  - 3 要件審査
    - (1)監査の対象が財務会計上のものであること
    - (2)監査請求期間
    - (3)「正当な理由」
    - (4)監査請求の繰り返し
    - (5)監査対象の特定
    - (6)誤った監査委員の判断に対する責任

4 実体審理

- (1)問題となる支出負担行為
- (2)先行行為の違法と財務会計上の行為

第6 住民訴訟の訴訟要件(共通)

- 1 原告適格
- 2 財務会計上の行為又は財産を怠る事実の存在
- 3 監査請求前置
- 4 出訴期間

第7 住民訴訟の類型

- 1 行為の差し止め請求(1号訴訟)
- 2 行政処分取消、無効確認の請求(2号請求)
- 3 怠る事実の違法確認(3号請求)
- 4 賠償等の請求(4号請求)
- 5 住民訴訟に要する費用
- 6 4号請求における請求額
- 7 住民訴訟の敗訴額

第8 外部監査人制度の創設

講師紹介

伊東 健次氏-早稲田大学法学部卒。東京都庁入都、総務局総務部法務第一課、民事訴訟課、調査室主査を歴任後、昭和59年、都庁を退職。昭和58年、司法試験合格。昭和61年、弁護士登録。各団体の専門委員、審議会委員就任。

〈著書〉「自治体契約ゼミナール」「Q&A行政不服審査制度の解説」(ぎょうせい刊)など

講座申込み: FAX (03) 3403-1130

60012835 『住民監査請求と住民訴訟をめぐる法律実務』参加申込書

※NOMA記入

--	--	--	--	--	--	--	--

2019.9/11~12

会員  一般(該当欄にレ印)

役所名		電話	( )	内線	
		FAX	( )		<ご連絡担当者>
所在地	〒				所属
フリガナ					フリガナ
参加者氏名	フリガナ	所属部課	役職名	経験年数	氏名
				年 月	
参加者氏名	フリガナ	所属部課	役職名	経験年数	メールアドレス
				年 月	
参加者氏名	フリガナ	所属部課	役職名	経験年数	<通信欄>
				年 月	

申込書にご記入いただいた情報は、以下の目的に使用させていただきます。

①参加券・請求書の発送および参加者名簿の作成などの事務処理 ②本会主催のセミナー、展示会、通信教育などのご案内

②がご不要の場合は□にチェックしてください。—— □不要

(経験年数は、現在の部課での年数をご記入ください)